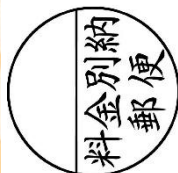


ベストプランニング BP通信 秋

- 公的介護保険制度 改定によって何が変わるの？
- 先進医療とは？
- ご存知ですか？ 相続税の改正
- ご存知ですか？ 相続税の特例 小規模宅地の特例

差出人：株式会社ベストプランニング本店
 福岡支店：福岡県福岡市中央区3-23-19-1
 朝倉支店：福岡県朝倉市甘木184-1
 佐賀支店：佐賀県佐賀市本庄町末次23-23-202



公的介護保険制度 改定によって何が変わるの？

介護保険制度は平成12年(2000年)にスタートし、介護保険法は平成17、20、23、26、29年と3年ごとに改正されてきました。現在の日本においては、年金や医療、介護といった社会保障給付費が過去最高を更新し続けているのが現状です。そのため、増え続ける社会保障給付費を抑える観点で改正案が検討されています。

主な介護保険制度改正のポイント

① 一部のサービス利用者の高額介護サービス費にかかる自己負担額(月額)の上限が引き上げられました

世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の自己負担額が37,200円から44,400円に引き上げられました。ただし1割負担の人のみ世帯は年間上限額 446,400円(37,200円×12ヶ月)が設けられています。(3年間の時限措置) <2017年8月～>

② 一部のサービス利用者の自己負担額が2割から3割に引き上げられました

65歳以上で「所得が特に多い層」の利用者負担が3割になりました。対象になるのは、合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上の人です。これは、単身世帯で年金収入+その他の所得ベースが340万円以上(年金収入のみの場合は344万円以上)に相当します。なお夫婦世帯の場合は、463万円以上となります。 <2018年8月～>

③ 40～64歳の第2号被保険者の協会けんぽなどの被用者保険の保険料に総報酬割を段階的に導入します

協会けんぽ、共済組合、健康保険組合において、保険料は加入者の集団ごとの人数に応じた額(加入者割)でしたが、報酬額に比例した額(総報酬割)となります。この改定は2020年までに段階的に導入され、年収の高い人が多い集団ほど保険料負担が重くなります。 <2017年8月～>

先進医療とは？



先進医療とは、「厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養」とされています。※ 先進医療を受けた時の費用は、次の様に取り扱われます。

※今後、変更される場合があります。最新の情報は厚生労働省のホームページをご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/

先進医療に係る費用は全額自己負担

「先進医療に係る費用」は、患者が全額自己負担することになります。「先進医療に係る費用」は、医療の種類や病院によって異なります。

「先進医療に係る費用」以外の、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。

つまり、一般保険診療と共通する部分は保険給付されるため、各健康保険制度における一部負担金を支払うこととなります。

先進医療技術の例

平成29年度(平成28年7月1日～平成29年6月30日)実績報告によると**32,984人**が先進医療を受けています。特に多く実施された先進医療技術について抜粋してみました。

技術名	平均入院期間	年間実施件数	1件あたりの先進医療費用
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	1.2日	14,433件	581,224円
陽子線治療	12.6日	2,319件	2,765,086円
重粒子線治療	7.0日	1,558件	3,149,172円

出典：厚生労働省「第61回 先進医療会議(平成30年1月11日)(平成29年度 実績報告)」

ご存知ですか？

相続税の改正

相続税が改正(平成27年1月)されて3年が経過しました。我が家には相続税は関係ないと思っていた家庭でも相続税がかかるようになるのでは？と不安を感じている方も多いようです。実際、これまで納税の必要がなかった人に納税が発生するようになっています。2016年の相続税の納税者数は税制改正前(2014年)の1.78倍(※)になりました。(※出展:国税庁「平成28年度分の相続税の申告状況について」)

相続税改正ポイント ①

遺産に係る基礎控除額が4割引き下げられました

基礎控除とは相続税がかからない範囲です、仮に相続人が妻と子ども2人であれば、3,000万円+(600万円×3人)で、4,800万円になり、課税遺産総額がこれを超えると課税対象となり申告・納付が必要となります。

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数



▼参考:平成26年12月まで

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

相続税改正ポイント ②

相続税の最高税率が引き上げられました

▼参考:平成26年12月まで

基礎控除後の各人の法定相続分	税率	控除額(1人)	税率	控除額(1人)
~1,000万円以下	10%	-	10%	-
1,000万円超~3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超~5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超~1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超~2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超~3億円以下	45%	2,700万円	40%	1,700万円
3億円超~6億円以下	50%	4,200万円	50%	4,200万円
6億円超~	55%	7,200万円	50%	4,200万円

ご存知ですか？

相続税の特例「小規模宅地等の特例」

相続税の各種特例のうち最重要と言っても過言ではない特例が、「**小規模宅地等の特例**」です。

被相続人が住んでいた土地や事業をしていた土地は、相続人の生活基盤となる非常に重要な財産であり、このような財産にそのまま相続税をかけてしまうと相続後の相続人の生活を脅かす可能性もあるため、このような大幅に評価額を減額できる特例措置が設けられているわけです。

小規模宅地等の特例とは

小規模宅地等の特例は、正式名称は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」といいます。被相続人が自宅・店舗・事務所などとして使っていた宅地を取得する場合、宅地の価格を一定の面積までは最大80%減額して評価する制度です。

具体的には？



自宅敷地を所有するAさんが亡くなり、奥さんがその敷地を相続した場合、「**小規模宅地等の特例**」適用後の土地の相続税評価額は？

※土地・建物は、Aさん所有(Aさんおよび奥さんが居住)

土地：面積 400㎡ 評価額 8,000万円

○減額される額

$$8,000万円 \times \frac{330㎡}{400㎡} \times 80\% = 5,280万円$$

☆☆については、右記の限界面積を減額割合を参照ください。

○特例適用後の相続税評価額

$$8,000万円 - 5,280万円 = 2,720万円$$

このように、評価額から大幅に評価を減額して相続税を計算することができる特例ですが、適用の要件や適用できる面積の制限等があります。

要件 1

被相続人が住んでいた宅地であること。そして、その宅地が建物または構築物の敷地であること。(更地は特例の対象になりません。)

※被相続人が介護のため老人ホームに入居または介護医療院に入所し自宅が空家となっても適用可能な場合があります。

要件 2

相続する人によって、適用要件が決まっています。

取得者	要件
配偶者	要件無し
同居の親族	申告期限まで宅地等に居住し所有していること
別居の親族	<ol style="list-style-type: none"> 被相続人に配偶者や同居の親族がいないこと 相続開始前3年以内に次の者が所有する家屋に住んだことがない人 <ul style="list-style-type: none"> 自分または配偶者 3親等以内の親族 特定の関係がある法人 相続開始時に住んでいた家屋を過去に所有していたことがないこと 申告期限まで宅地等を所有していること

限度面積と減額割合

特例を適用できる面積の上限と減額割合が決まっています。

	住宅用	事業用(参考)	賃貸用(参考)
限界面積	☆☆ 330㎡	400㎡	200㎡
減額割合	☆☆ 80%	80%	50%

※面積の上限を超える場合には、左記の様な計算になります。

※**小規模宅地の特例は事業用の宅地に対しても適用できますが、要件や限度面積、減額割合が異なります。**